

綾部市告示第74号

綾部市着ぐるみ使用規程を次のように定める。

平成24年4月24日

綾部市長 山崎善也

綾部市着ぐるみ使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、綾部市のキャラクター着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの種類及び数量)

第2条 着ぐるみの種類及び数量は、次に掲げるものとする。

- (1) まゆピー 1体
- (2) あやちゃん 1体
- (3) けし太君 1体

(着ぐるみの使用基準)

第3条 市長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認すものとする。

- (1) 市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支持し、若しくは公認しているような誤解を与え、又はおそれがあるとき。
- (5) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (6) 着ぐるみを営利目的で使用するおそれがあるとき。
- (7) その他市長が着ぐるみの使用について適当でないと認めるとき。

(使用承認申請)

第4条 着ぐるみを使用しようとする者（以下「使用希望者」という。）は、あらかじめ綾部市着ぐるみ使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(使用承認等)

第5条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、使用の可否を決定し、綾部市着ぐるみ使用承認・不承認通知書（様式第2号）により、使用希望者に通知するものとする。

(遵守事項)

第6条 前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) その他市長が付した条件に従って使用すること。

（使用承認の取消し）

第7条 市長は、使用者がこの規程に違反したときは、その使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

（損害賠償責任）

第8条 使用者は、着ぐるみを汚損又は紛失したときは、その賠償について市長の指示に従わなければならない。

（責任の制限）

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は第三者に与えた損害に対して、市長は一切その責めを負わない。

（使用等に係る事務）

第10条 着ぐるみの使用等に係る事務は、本市の次の各号に掲げる部署において行うものとする。

- (1) まゆピー 広報担当課
- (2) あやちゃん 食育担当課
- (3) けし太君 消防本部庶務担当課

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月29日から施行する。